

資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

A) ヘリコプター場外離着陸場使用承諾書 令和2年度用



木 第 3 9 5 号  
令和元年11月8日

陸上自衛隊高射学校長  
陸将補 宮本 久徳 様

木更津市長 渡辺 芳邦



ヘリコプター場外離着陸場使用承諾書

標記について、下記のとおり承諾します。

1. 使用目的

- (1) 災害派遣
- (2) 自治体との合同防災訓練等
- (3) 前各号のための実機による離発着訓練等

2. 名称及び場所

木更津市営野球場  
千葉県木更津市清見台1丁目6番7

3. 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4. 使用機種

陸上自衛隊の保有する航空機 (細部は使用の都度調整します。)

5. 管理者

千葉県木更津市長 渡辺 芳邦

6. 連絡先

〒292-8501 千葉県木更津市朝日3丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎  
木更津市健康子ども部スポーツ振興課  
電話 0438-23-5319 (担当者 加藤 丈佳)

## 資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

## B) ヘリコプター場外離着陸場使用承諾書 令和元年度用

1. 使用目的
  - (1) 災害派遣
  - (2) 自治体との合同防災訓練等
  - (3) 前各号のための実機による離発着訓練等
2. 名称及び場所  
木更津市営野球場  
千葉県木更津市清見台1-6-7
3. 期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日
4. 使用機種
  - (1) OH-6
  - (2) UH-1
  - (3) CH-47

## C) ヘリコプター場外離着陸場使用承諾書の申請の際に添付された参考資料

高射学校企画室防衛幹部

30.11.19

## 場外離着陸場使用承諾について

## 1 航空法

## (1) 第79条(離着陸の場所)

航空機は、陸上にあつては空港等以外の場所において離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

## (2) 第80条(飛行の禁止区域)略

## (3) 第81条(最低安全高度)略

## (4) 第81条2(搜索又は救助のための特例)

前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索または救助のための行う航行については、適用しない。

## 2 航空法施行規則 第176条(搜索又は救助のための特例)

法第81条の2の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用  
する航空機であつて搜索又は救助を任務とするもの

## 資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

## 3 自衛隊法 第107条3 (航空法等の適用除外)

自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運行に従事する者についての航空法第6章(第57条～第99条)の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

## 4 自衛隊法施行令 第149条 (航空法第6章の規定の適用の特例)

自衛隊の使用する航空機(以下「自衛隊航空機」という。)及びその航空機に乗り組んで運行に付随する者についての航空法第6章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第79条 ただし書	<u>国土交通大臣の許可を 受けた場合は、</u>	<u>離陸し、又は着陸しようとする場所が地上 若しくは水上の人若しくは物件又は他の 航空機に危険を及ぼすおそれがないと防 衛大臣が認めたときは、</u>

⇒読み替えにより防衛大臣が認めた場所は、その安全性が確保されている限り、自衛隊航空機の場外離着陸場として指定することができます。

## 5 航空機の運航に関する訓令 第14条 (離着陸の場所)

航空機使用者は、所属の固定翼航空機が、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合(次項において「場外離着陸」という。)には、防衛大臣の承認を得なければならない。

2 航空機使用者は、所属の回転翼航空機が場外離着陸を行おうとする場合には、幕僚長等の承認を得なければならない。

3 幕僚長は、前項の承認に係る権限の一部を別表第2に掲げる者に委任することができる。

別表第2 (第14条関係)

陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
方面総監	護衛艦隊司令官	航空総隊司令官
師団長	航空集団司令官	
旅団長	地方総監	
中央即応集団司令官	教育航空集団司令官	
第1ヘリコプター団長		
航空学校長		
研究本部長		

## 資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

## D) V-22 (オスプレイ)保有数3機

出典: R2防衛白書 資料編 抜粋 P.494

資料5 主要航空機の保有数・性能諸元







(2020.3.31現在)

所属	形式	機種	用途	保有数(機)	最大速度(ノット)	乗員(人)	全長(m)	全幅(m)	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
		AH-1S	対戦車	52	120	2	14	3	ターボシャフト
	回転翼	OH-6D	観測	14	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	37	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1J	多用途	124	120	2 (11)	13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	53	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	40	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
		V-22	輸送	3	280	3 (24)	18	26	ターボシャフト、双発
		P-1	哨戒	24	450	11	38	35	ターボファン、4発

資料編

## E) オスプレイ 3つの飛行モード

出典:木更津駐屯地における日米共通整備基盤について

飛行モード	エンジンナセルと機体の角度	特徴
<b>固定翼モード</b> 	 エンジンナセルが水平	<b>固定翼機並みの速度・距離で飛行可能です。</b>
<b>転換モード</b> 	 エンジンナセルが傾斜 (∠1° ~84°)	<b>離陸後の加速時や、着陸前の減速時に用いられます。</b>
<b>垂直離着陸モード</b> 	 エンジンナセルがほぼ垂直	<b>ヘリコプターのように垂直離着陸及びホバリングが可能です。</b>

- ・ エンジンナセル： エンジンを収容している、両翼端の円筒部分を言います。
- ・ ホバリング： ヘリコプターなどが空中で停止した状態を言います。

F) 「MV-22オスプレイの沖縄配備について」(出典:防衛省・外務省 H24年9月19日)  
 地元において懸念の強い垂直離着陸モードや転換モードでの飛行について、運用上必要となる場合を除き、垂直離着陸モードでの飛行を米軍の施設及び区域内に限ること、また、転換モードの時間を可能な限り短くする。



## 資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

## G) 「自衛隊員が整備立ち会い」の記述 出典:木更津駐屯地における日米共通整備基盤について

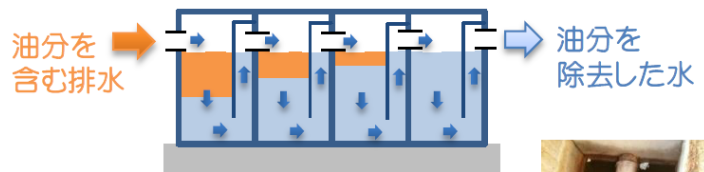
- 防衛省としては、米海兵隊MV-22オスプレイの整備のため、整備企業に陸上自衛隊木更津駐屯地の格納庫を使用させ、陸上自衛隊に導入することとしているV-22オスプレイについても同駐屯地で整備することで、日米のオスプレイを共通で整備できる基盤を木更津駐屯地に確立していく方針です。
- 具体的なメリット  
陸自オスプレイの運用に先立ち、日本企業が行う米海兵隊オスプレイの整備に陸自整備員が立ち会い、早期に陸自整備員を養成することで、陸自オスプレイを円滑に導入。
- 木更津駐屯地を共通整備基盤の設置場所に選んだ理由
  - ① オスプレイの離発着に必要な滑走路を有していること
  - ② 滑走路が海に面していることから、市街地の上空をなるべく飛ばずに、機体の離発着が可能であること
  - ③ オスプレイを整備する格納庫として、既存の格納庫が活用できること
  - ④ 陸上自衛隊のヘリコプター野整備隊(やせいびたい)が所在し、日本企業が行う米海兵隊オスプレイの整備に同部隊の陸自整備員が立ち会うことで、オスプレイの維持・整備に係る知見を効率的に蓄えられること

## H) 環境への配慮について

出典:木更津駐屯地における日米共通整備基盤について

## ■ 機体洗浄後の排水への配慮(油水分離槽の設置(既設))

- ▶ 木更津駐屯地には、機体を洗浄した際に出る排水を油と水に分離する「油水分離槽」があらかじめ設置されています。
- ▶ オスプレイの整備によって出る排水についても、これまでどおり、適切に処理されます。



油水分離槽の原理  
(原理を概略化したものであり、木更津駐屯地の分離槽を表したものではありません。)



木更津駐屯地の油水分離槽

## ■ 塗装による廃液の回収(塗装ブースの設置)

- ▶ 機体塗装において、塗料等の飛沫防止と廃液処理のため、周辺と区切って使用する区画を格納庫内に設置します。
- ▶ これにより、塗装による廃液は確実に回収されます。



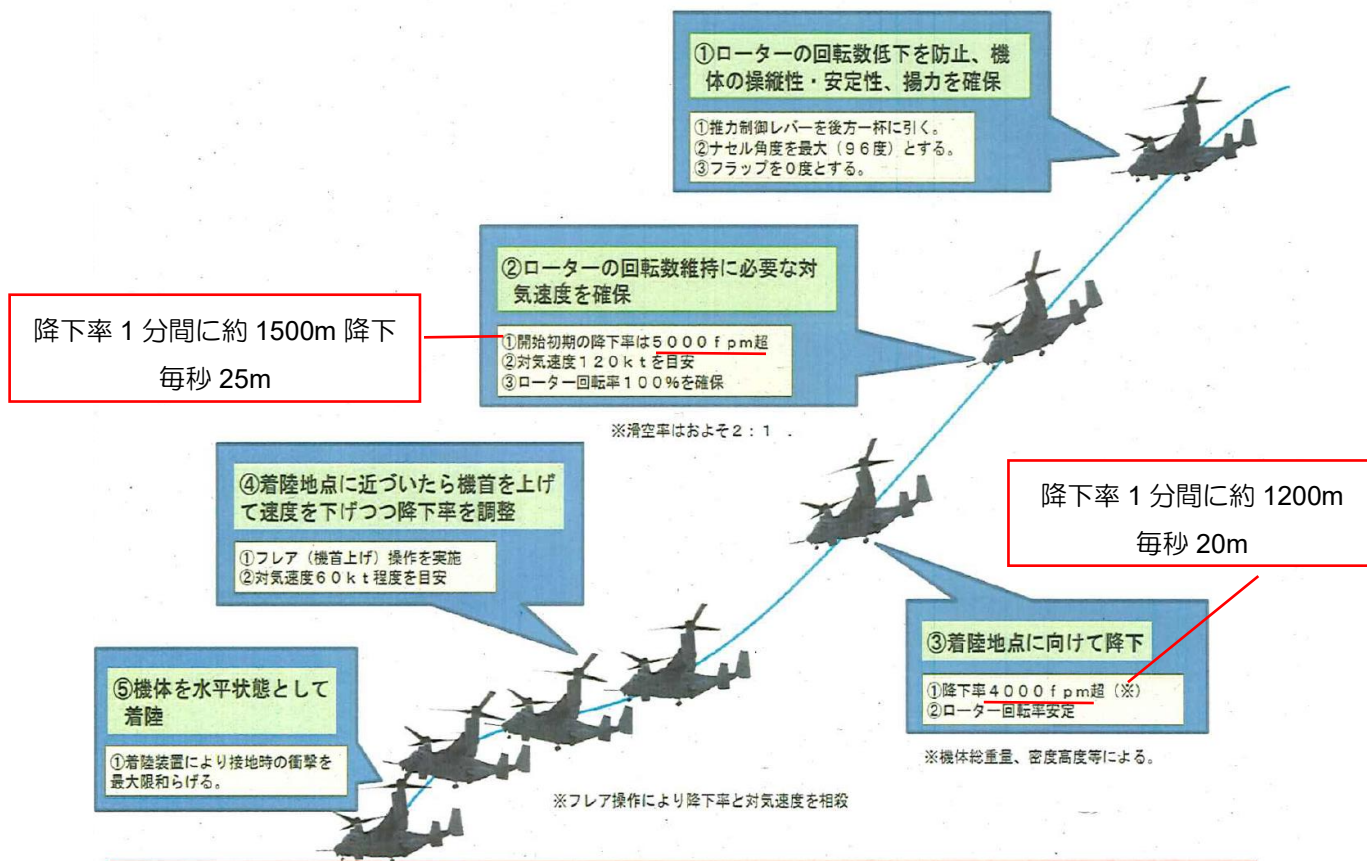
塗装ブースの一例  
(現在格納庫に設置中のため、実際のものとは異なります。)

資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

I) オスプレイのオートローテーションの手順

出典:防衛省の木更津市への回答

※ 降下率...1分間に降下する高度 単位 fpm(1分間に何フィート)



J) シミュレーターによるオートローテーション訓練視察結果 (上記の図の説明)

出典:2012.9.19 防衛省資料「MV-22 オートローテーションについて」

初期設定	飛行モード:転換モード(ナセル角 87 度) 飛行高度 :海拔 2,000ft(約 610m) 飛行速度 :約 120 ノット(時速約 222km)	
オートローテーション	開始	両エンジン停止後、垂直離着陸モードへの移行操作をただちに開始 エンジン停止後 2 秒でナセル角後方一杯(96 度)へ移行完了
	途中経過	フラップ(主翼の一部)を 0 度に設定 飛行速度は、120 ノット(時速約 222km)を維持
	飛行最終段階	高度 1,000ft(約 305m)あたりからフレア操作(着陸時の機首上げ)開始 降下率 2,000fpm(毎秒 10m)から 1,000fpm(毎秒 5m)に徐々に減少 高度約 500ft(約 152m)からは、700fpm(毎秒 3.6m)から 500fpm(毎秒 2.5m)の降下率で降下
	設置段階	速度も徐々に低下、着地した時は、約 70 ノット(時速 130km) 着地の際に脚を出したが、2.3 回のバウンドがあった。

## 資料1 オスプレイ関連、不明な点を洗い出す

### K) 最低安全高度以下の飛行の許可申請

令和2年8月24日  
防 衛 省

R2防衛白書に掲載され、まだ、アメリカにあるオスプレイ3機について、お尋ねします。

米国で引き渡されたとのことですが、国土交通省の許可申請はいつ、どこで受けたのでしょうか。それとも、まだ許可申請をしておらず、日本に到着してから行う、ということでしょうか。

(回答)

- 陸上自衛隊のオスプレイ（V-22）の国内における航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の飛行）の許可申請につきましては、防衛省陸上幕僚長から国土交通省東京航空局長宛てに令和2年7月8日付で申請し、同年8月20日付で許可を受けております。

なお、航空法第81条ただし書きによる許可申請は、個々の機体ごとではなく、航空機の型式等で行うものであり、その際、当該型式等に係る航空機が最低安全高度以下の飛行を行う範囲を定めることとされています。